

令和6年度

給水装置工事及び
排水設備工事に係る説明会

一宮市上下水道部給排水設備課

令和6年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会

次第

(1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の 更新申請等について

- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について
休憩
- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について
- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について
- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について

一宮市上下水道部給排水設備課

事業者の更新について①

更新制度：令和2年度開始

5年ごとに更新

- ・令和7年度の対象
 - 令和2年度に更新した事業者
 - 一宮市から新規に指定を受けた日が
令和2年10月1日～令和3年9月27日
- ・更新申請期間(予定)令和7年6月23日(月)～7月4日(金)



事業者の更新について②

- ・令和7年度からの変更点
 - 郵送での受付を開始します。 (資料P.2下段 ※1)
⇒ 送料負担し、返信用封筒を同封 etc...
 - 給水、排水両方更新の方は、登記簿謄本、定款は1部の提出にします。 (資料P.3 ※3)
 - 責任技術者の専属について緩和されます。
(資料P.3 ※2)



責任技術者の専任について

専属 → 選任 ^

- 同一事業者で、愛知県内の事業所であれば、複数の事業所で兼任が可能となります。
- 様式が変わります。
 - 指定（更新）申請書の裏面
 - 責任技術者名簿



指定登録等事務の共同化について

一宮市は事業者の指定登録等事務の共同化に参加しています。

※参加市町での書類を
まとめて名古屋市へ
提出できます。

※様式は各市町のものを
使用してください。

重要

届出は1箇所でOK！

(一宮市での書類を複数作成し、名古屋市と一宮市両方に提出しないでください。)

指定工事店のみなさまへ

一宮市上下水道部より大切なお知らせ

**令和5年10月 1日より、下記市町※1の
指定給水装置工事事業者・排水設備指定工事店の指
定に関する書類※2をまとめて提出することができます。**

【提出先】 〒456-0053 名古屋市熱田区一番三丁目2番44号
名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室
Tel: 052-228-2611



令和5年10月より指定給水装置工事事業者及び排水設備指定業者の登録等事務の共同化を下記市町にて開始いたします。それにより、記載市町の工事店の指定に関する書類は、
上記提出先にてまとめて受付することができるようになります※3。

(注) 手数料の支払いや指定証の交付は、従来通り各市町で行います。

次ページ 指定事項の変更



指定事項の変更について

● 変更届を記入する際の注意点

- ・ 変更事項は、まとめて1枚に記入

(代表者変更、役員交代、住所変更など複数ある場合)

- ・ 変更年月日は、登記日も記入

(登記簿謄本に記載されています。)

変更があった場合は、まずは給排水設備課まで
ご連絡お願いします！！

次ページ
次第（2）



令和6年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会

次第

(1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の
更新申請等について

(2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について

(3) 排水設備工事 申請時の注意点について

休 憩

(4) 給水装置工事のしゅん工検査等について

(5) 排水設備工事の施工上の注意点について

(6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について

給水装置工事の申請書作成上の注意点①

- » 給水装置工事申込書
- » 配水管布設申出書

この書類は直筆で記入する欄があり、不備があれば受付できません。



記入項目



署名・記名押印

排
給配水設備
原則修正不可

給水装置工事の申請書作成上の注意点②

給水装置工事申込書

右の半分は切離し
申込者へ必ず渡してください。

**必ず申込者の直筆にて記入
法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要**

申込者 住所 一宮市本町2丁目5番6号
(フリガナ) シヨウスイ タヨウ
氏名 上水 太郎
TEL (0586-28-8660)

一宮市水道事業給水条例5条の規定により、給水装置の新設等工事を申込みます。なお、工事しゅん工後、配水管から止水栓までの装置を市に移譲しますので、管理してください。加入金と手数料については、一宮市給水条例を契約の内容とすることに合意します。

給水装置場所	一宮市本町2丁目5番6号
工事の種類	新設・改造・撤去・()
所有者	住所 一宮市本町2丁目5番6号 氏名 上水 太郎
使用者	氏名 上水 太郎
指定給水装置工事事業者名	住所 一宮市本町2丁目5番6号 氏名 有限会社 上下設備 TEL 0586-28-8100
備考	事業者の角印・丸印 は押印する必要がありません。

※下の大枠の中は、他人の土地及び給水装置を使用する場合に承諾を得てください。

土地・家屋 所有者の承諾	上記の給水装置工事について承諾します。 住所 氏名
受付欄	該当する場合は必ず所有者の方に直筆にて住所・氏名の記入をお願いします。 法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要。
給水装置 所有者の承諾	上記の工事に対し、私所有の給水装置から分岐することを承諾します。 住所 氏名

水道工事費について

◎ 給水装置工事を施工されるときは、下記の費用が必要となります。
上下水道部納付金は、工事着手前にお支払いいただくことになります。上下水道部納付金をお支払いいただきましたら、施工依頼の指定工事業者と打ち合わせをしてください。

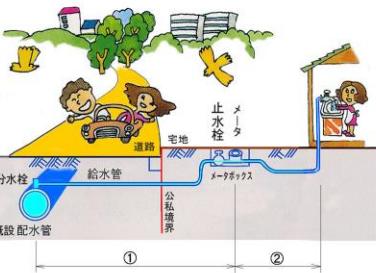
◎ 道路に配水管のない給水装置の新設工事などの申込みは、この申込書と配水管布設申出書が必要になります。

◎ 工事費について（下記参照）

費用の名称	おもな内容（金額は消費税込み）	図の番号	支払先
加入金	新設工事、増径工事（メータの口径を大きくする工事）をされる方にメータの口径の大きさに応じてご負担いただきます。 増径工事の場合は、すでにあるメータとお申込みのメータとの加入金の差額分です。	—	上下水道部
手数料	配水管から給水管を分岐する工事の監理費用です。（分岐一件につき4,400円です。）	①	※上下水道部の納入通知書（給水装置等工事用）でお知らせの金額になります。
設計審査	給水装置の工事にかかる設計の審査費用です。（設置市水道メータ1件につき4,400円です。）	①②	
配水管布設工事負担金	給水装置の新設工事などで道路上に配水管のない場合の配水管布設工事費は、工事申出者の負担で行います。ただし、この工事1件につき880,000円までは市が全額負担します。 880,000円を超えるときは、その超える工事費が申出者の負担金となります。	—	
公道分給水装置工事費	配水管からお宅へ引込む給水管の工事費で、メータボックスまでの費用です。	①	指定工事業者
宅地内給水装置工事費	お客様の敷地内の配管工事費や屋内の水道工事の費用です。	②	指定工事業者

加入金一覧表（金額は消費税込み）

メータ口径	加入金	メータ口径	加入金	メータ口径	加入金
13mm	82,500 円	30mm	462,000 円	75mm	4,015,000 円
20mm	176,000 円	40mm	880,000 円	100mm	8,041,000 円
25mm	286,000 円	50mm	1,452,000 円	125mm以上	管理者が別に定める額



»給水装置 工事申込書

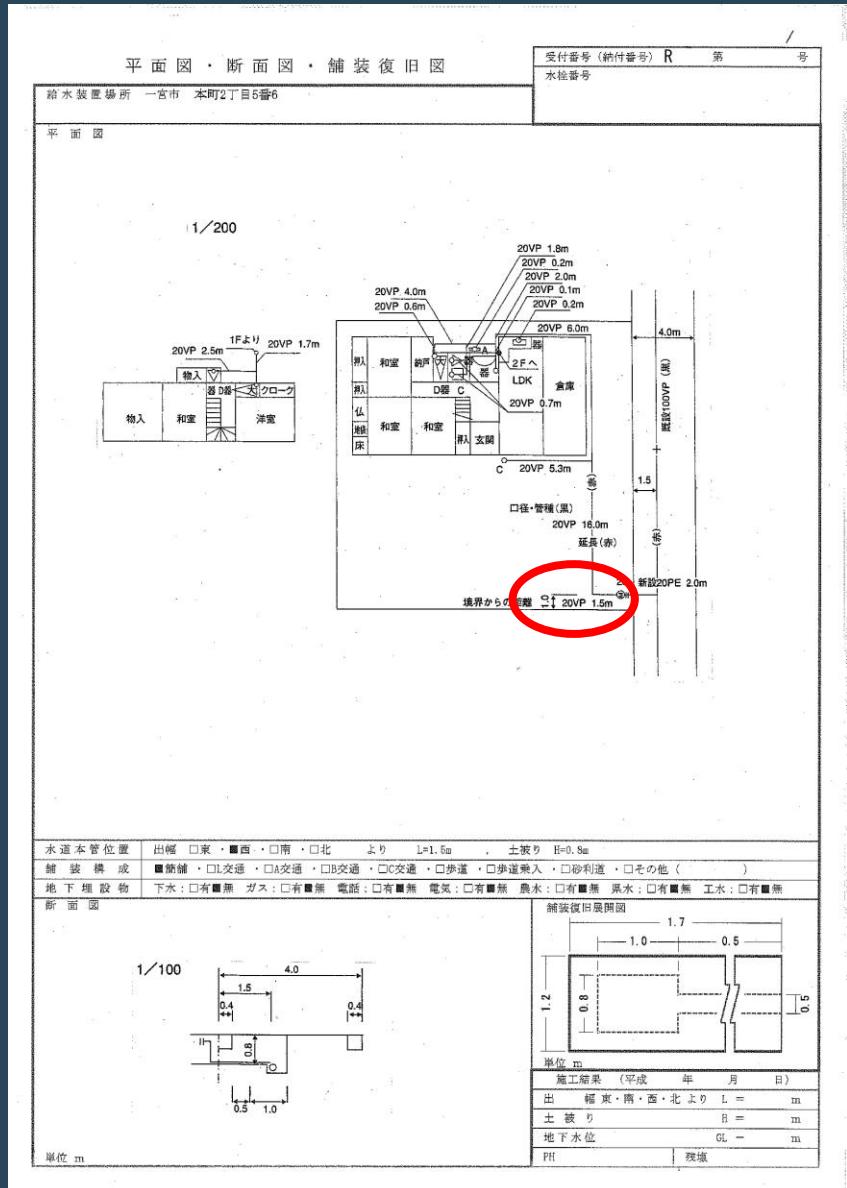
給水装置工事の申請書作成上の注意点について③

»配水管布設申出書について

事前協議日 令和 年 月 日				
配水管布設申出書				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				
(あて先) 一宮市水道事業等管理者				
必ず申込者の直筆にて記入 法人の場合は代表者の直筆でなければ代表者印が必要				
給水装置工事 住所 一宮市本町2丁目5番6号 申込者 (フリガナ) ジョウスケ タロウ 氏名 上水 太郎				
TEL (0586-28-8660)				
一宮市水道事業給水条例第5条の規定により、給水装置の新設等工事を申込みしたところ、本位置には配水管が布設されておりませんので、配水管を布設してください。なお、配水管の布設に要する工事費用は、一宮市水道事業給水条例第6条第2項の規定により負担します。				
給水装置場所	一宮市本町2丁目5番6号			
給水管分岐口径	Φ100 × 1 箇所			
給水装置工事 施工事業者	住所 一宮市本町2丁目5番6号 氏名 有限会社 上下設備 TEL 0586-28-8100			
備考	事業者の角印・丸印 は押印する必要があ りません。			
※下記は、上下水道部処理欄です。				
課長	専任課長	課長補佐	主査	担当
(問い合わせ) 上記の申出により施工して よろしいか。 (別紙図面参照)				
工事番号	給水第 号		設計者	
工事名	地内 小口径配水管布設工事			
工事場所	一宮市		地内	
受付番号	受付日	令和 年 月 日		
摘要				

給水装置工事の申請書作成上の注意点について④

»給水装置工事設計書



- ・水道管の口径、延長
- ・隣地境界からの距離
(既設の場合も)
- ・既設水道メーターの番号
- ・ガス、NTT等地下埋設物

給水装置工事の申請書作成上の注意点について⑤

»その他

- ・中止届について

令和3年度から令和5年度の3箇年平均は20件以上

主な理由：申込者の都合により建築計画が中止

既設Φ13からΦ20への増径改造の中止

- ・納入通知書の再発行について

- ・給水管布設替工事（給改）等について

既設給水管の現地確認を確実に行うこと

- ・工事用散水栓の申込みについて

- ・給水装置工事（宅内用）使用材料表に記載する製品名について

給水装置工事の申請書作成上の注意点について⑥

»その他

- ・ φ400mm（配水支管）からの給水管分岐について
一部の場所に布設してある水道配水管(配水支管)
φ400mmからの給水管分岐は可能
ただし、分岐方法はサドル式分水栓のみ

令和6年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会

次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について

(3) 排水設備工事 申請時の注意点について

休憩

- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について
- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について
- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について

一宮市上下水道部給排水設備課

排水設備工事 申請時の注意点

»公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施行

工事の検査

使用開始の届出

使用料の徴収

必要な現地調査等を経て計画を立て
あらかじめ管理者の確認を受けた後
工事に着手すること

※下水道台帳は取付管等の有無、
位置等を証明するものではない

※必要に応じて取付管設置費用を
見込んでおく

排水設備工事 申請時の注意点

»公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施行

工事の検査

使用開始の届出

使用料の徴収

排水設備工事は責任技術者の監理の
下に設計し、及び施行すること

※協力会社主導としないこと

排水設備工事 申請時の注意点

»公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施工

工事の検査

使用開始の届出

使用料の徴収

工事完了後、速やかに届け出て責任技術者が立会いの上、検査を受けること

※検査の結果、工事の不備が認められたときは、管理者の指示に従い、改修すること。

排水設備工事 申請時の注意点

»公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施工

工事の検査

使用開始の届出

使用料の徴収

公共下水道の使用を開始したときは、
遅滞なく管理者に届け出ること

※手続き漏れ防止のため、計画確認
申請時に排水設備使用開始届を提
出していただくことが望ましい

※届出が無ければ使用開始、休止等
の手続きは行われない

排水設備工事 申請時の注意点

»公共下水道使用開始までの流れ

計画の確認

工事の施行

工事の検査

使用開始の届出

使用料の徴収

管理者は、公共下水道の使用者から
下水道使用料を徴収する。

排水設備工事 申請時の注意点

» 分流区域における注意点

量水器を介した水は、排水時には汚水に分類される。

下水道法上の種類		発生形態による分類
下 水	汚 水	生活若しくは事業に起因
	雨 水	自然現象に起因

※雨水と同程度以上に清浄であると思われるものについては、協議により雨水としての取扱いをする場合がある。

排水設備工事 申請時の注意点

» 分流区域における注意点



(汚水管に接続)

石鹼等を用いる洗い物など、雨水と同程度以上清浄と認められないもの

※屋根下に設置、蓋の設置、未使用時に栓をするなど、雨水の混入を防ぐ措置を取ること

排水設備工事 申請時の注意点

» 分流区域における注意点



(雨水管渠に接続可)
主な用途として散水、石鹼等を用い
ない手洗いなど、雨水と同程度以上
に清浄であるもの

排水設備工事 申請時の注意点

» 分流区域における注意点



- (汚水管に接続)
- ・原則として汚水管に接続
- ※臭気対策を施すこと

排水設備工事 申請時の注意点

» 分流区域における注意点



(雨水管渠に接続可)

- ・ 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)
- ・ 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- ・ 汚水管への排出が建物等の構造上
極めて困難であるもの

※飛散や給湯器内への溢水の防止措
置を施すこと

令和6年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会

次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について
- 休憩

(4) 給水装置工事のしゅん工検査等について

- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について
- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について

一宮市上下水道部給排水設備課

給水装置工事のしゅん工検査等について

»給水装置工事のしゅん工検査

- 工事完了後、しゅん工届は速やかに提出すること
 - ・しゅん工届の提出遅れが多い
 - ・工事用散水栓のしゅん工届の提出忘れ
 - ・検査に主任技術者の立会いが必要な場合は要予約

給水装置工事のしゅん工検査等について

»給水装置工事のしゅん工検査

- 立会いが必要な検査の注意点
 - ・手数料など入金確認後、5日程度前に予約
 - ・集合住宅の入居前検査、クロスコネクション検査
 - ・集合住宅メーターBOX蓋の裏に部屋番号記入
 - ・ブースターポンプ動作確認できる人の立会い
 - ・受水槽のカギ解除、ステップない場合はしご用意

給水装置工事のしゅん工検査等について

»しゅん工検査提出書類

- しゅん工届・検査調書

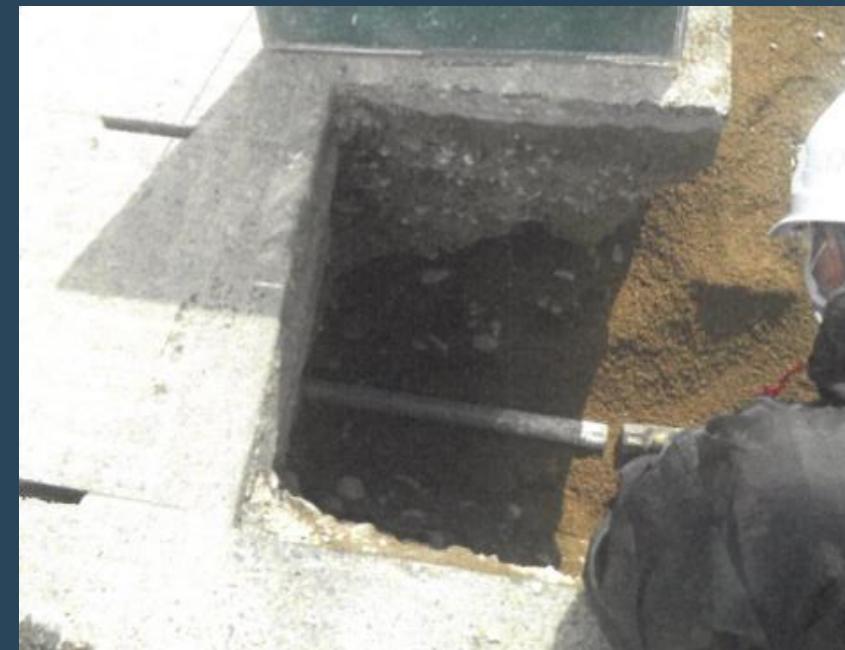
- ・しゅん工後図面、しゅん工後使用材料表の提出
- ・水圧試験が写真の場合、測定前後の写真を提出
- ・検査調書記入欄、必ず内容を確認して○を付ける

給水装置工事のしゅん工検査等について

»しゅん工検査提出書類

●道路復旧完了届

- ・承認工事写真撮影箇所一覧表を確認
- ・側溝下の鋼管打抜き状況写真の提出
(国県道)
- ・給水管・取付管同時埋設の場合は
それぞれ提出



給水装置工事のしゅん工検査等について

»給水工事（道路分）

- 苦情がないよう事前準備を十分に行うこと
 - ・手数料など入金確認後、立会票 5 日程度前に提出
 - ・近接工事がある場合、日程調整や迂回路の確保
 - ・保安設備の適切な設置、交通誘導員の適切な配置
 - ・作業時間の厳守

給水装置工事のしゅん工検査等について

»水道メーターの受取・返却

- 予約は原則メール、窓口也可、電話予約は不可
 - ・受取日の予約は2営業日前の15時まで
 - ・給水装置使用開始申込書を必ず持参
 - ・集合住宅の場合は申込図面のコピーを必ず持参

令和6年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会

次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について
休憩
- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について

(5) 排水設備工事の施工上の注意点について

- (6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について

一宮市上下水道部給排水設備課

排水設備工事の施工上の注意点について

»接続ます設置時の注意点

☑取付管の勾配確認

→流下能力の確保

☑土留め矢板の設置

☑水替工の設置

→取付管・本管への土砂の流入防止

☑材料の破片は確実に回収

→取付管の詰まり防止

排水設備工事の施工上の注意点について

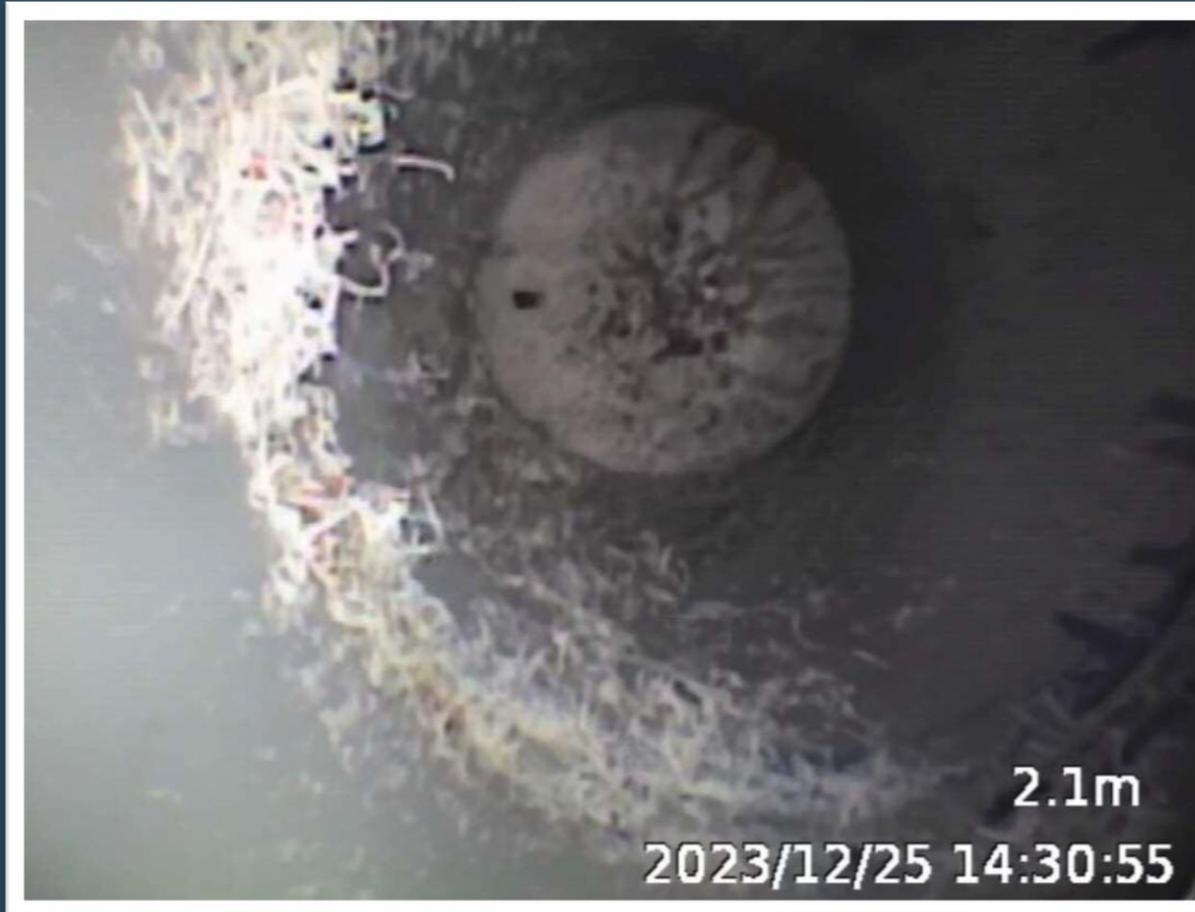
»接続ます設置時の注意点



【取付管内に土砂堆積】

排水設備工事の施工上の注意点について

»接続ます設置時の注意点



【バリの除去が不十分】

排水設備工事の施工上の注意点について

»排水設備施工時の注意点

- ✓ 事前に取付管の設置状況を確認
- ✓ 大きな水路あり
→土留め矢板が残置
- ✓ 田畠が埋められた土地
→板柵、擁壁が残置
- ✓ 道路と宅盤に高低差あり
→石積みが残置

排水設備工事の施工上の注意点について

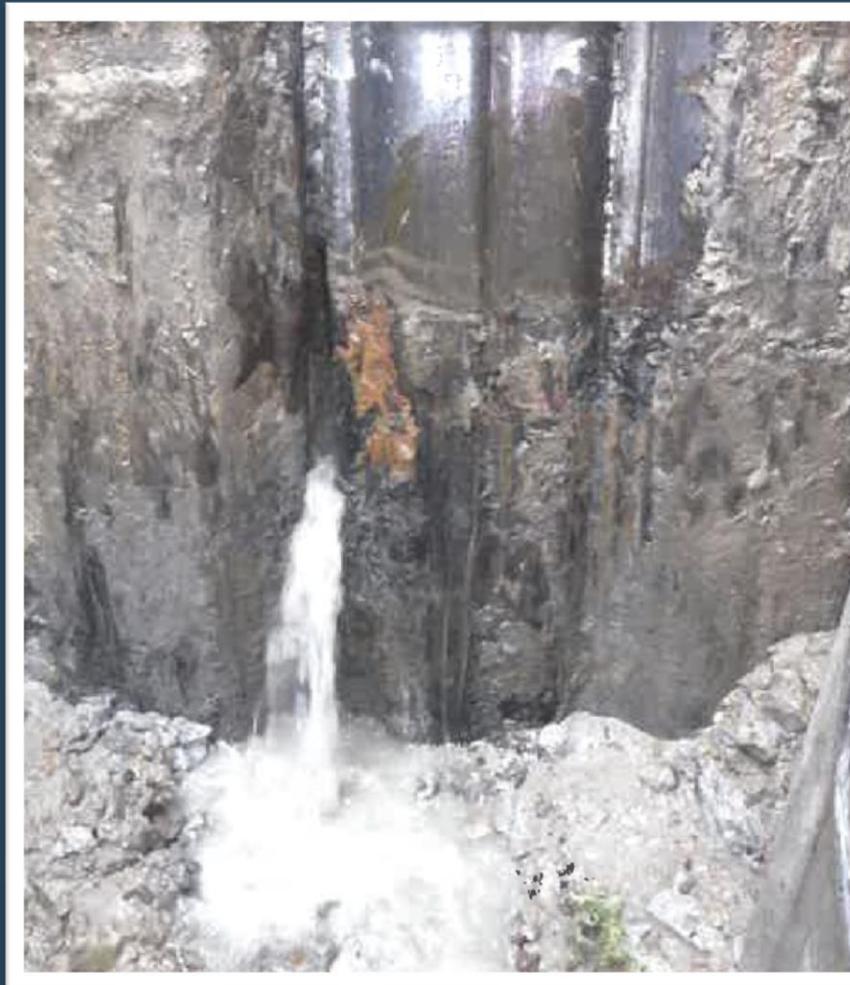
» 排水設備施工時の注意点



【鋼矢板の残置】

排水設備工事の施工上の注意点について

» 排水設備施工時の注意点



【鋼矢板の残置】

排水設備工事の施工上の注意点について

»排水設備施工時の注意点



【鋼矢板の残置】

排水設備工事の施工上の注意点について

» 下水取付管施工時の注意点

☑ 土工図の掘削寸法で施工

→ 中止をお願いする場合あり

☑ 素掘箇所でも土質により土留め矢板の設置

→ 安全な施工方法の確保

☑ 土留支保工の設置は適正に

→ 支保工段数、矢板根入れ0.2mの確保

排水設備工事の施工上の注意点について

» 下水取付管施工時の注意点

□ 作業主任者の配置

→ 技能講習修了者

□ メカロック支管の使用

→ 市職員に必ず確認

□ 管更生済本管への取付管施工

→ 施工前に施工方法を確認

□ 取付管施工時に本管に亀裂発生

→ 市職員立会のもと本管削孔

令和6年度 給水装置工事及び排水設備工事に係る説明会

次第

- (1) 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店の更新申請等について
- (2) 給水装置工事の申請書作成上の注意点について
- (3) 排水設備工事 申請時の注意点について
休憩
- (4) 給水装置工事のしゅん工検査等について
- (5) 排水設備工事の施工上の注意点について

(6) 工事仕様書（上水編）の主な改定点について

工事仕様書（上水編）の主な改定点

- ・ロケーティングワイヤーの廃止

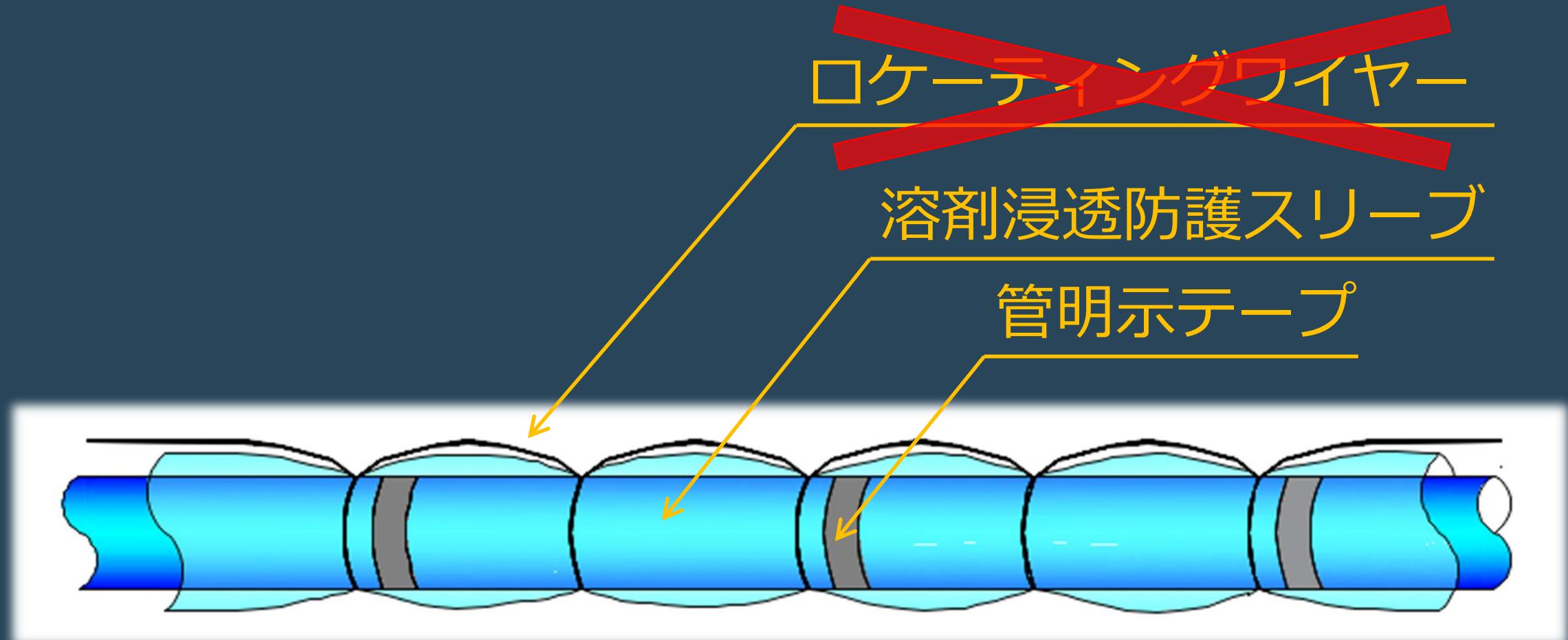


- ・φ100mmHPPEのメカニカル接合材料
(市承認品とポリテック規格品)



工事仕様書（上水編）の主な改定点

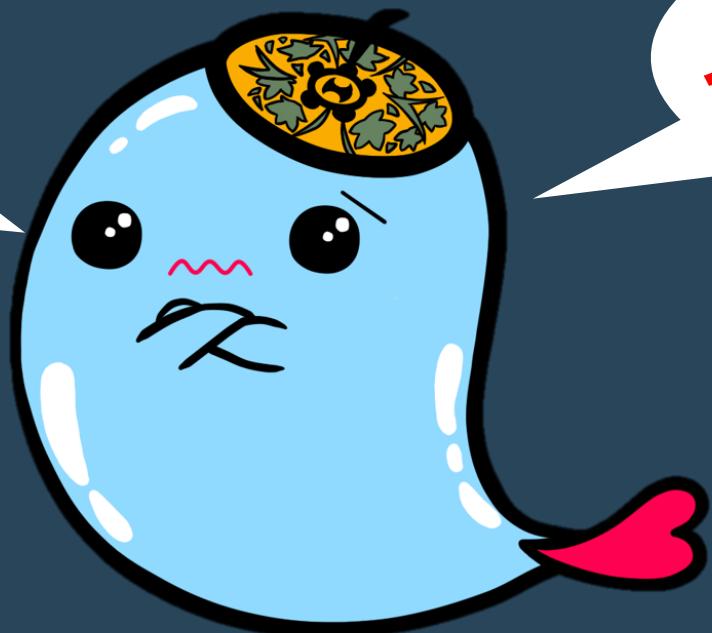
» ロケーティングワイヤーの廃止



工事仕様書（上水編）の主な改定点

» HPPEのメカニカル接合材料について

離脱防止継手？



メカニカル継手？

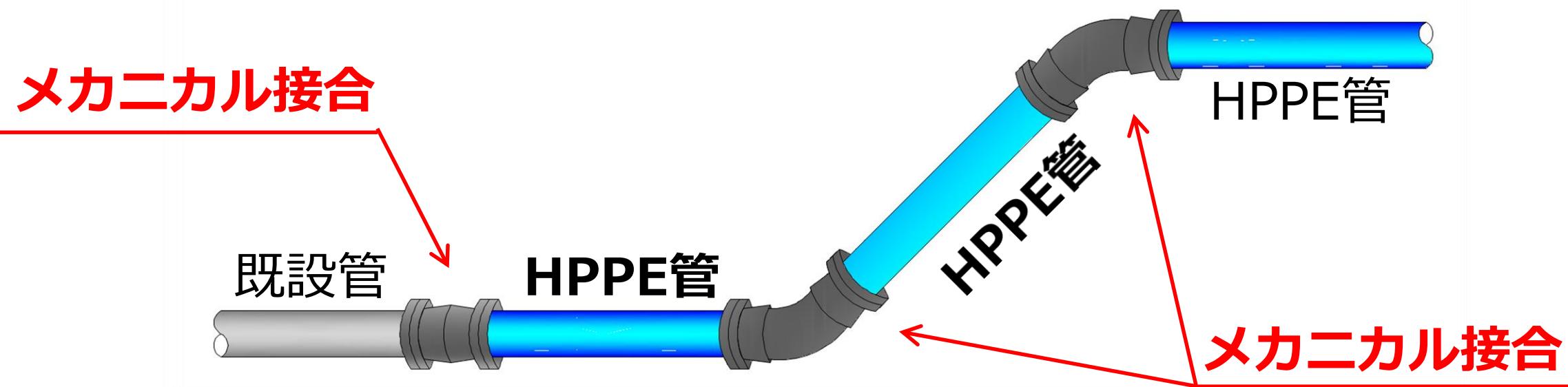


工事仕様書（上水編）の主な改定点

» 口径100mmHPPE管の接続

直管部分 → HPPE管

ソケット・曲管 → メカニカル接合



工事仕様書（上水編）の主な改定点

» 口径100mmHPPE管の接続について

メカニカル接合材料

- ・ **市承認品**

→ HPPEと非耐震管を接続

→ 図面の表記『離脱防止継手』

- ・ **ポリテック協会規格品**

→ HPPEと耐震管を接続

→ 図面の表記『メカニカル継手』

市承認品

非耐震管

既設管

HPPE管

HPPE管

HPPE管

ポリテック協会規格品

耐震管 (DIP-GX)

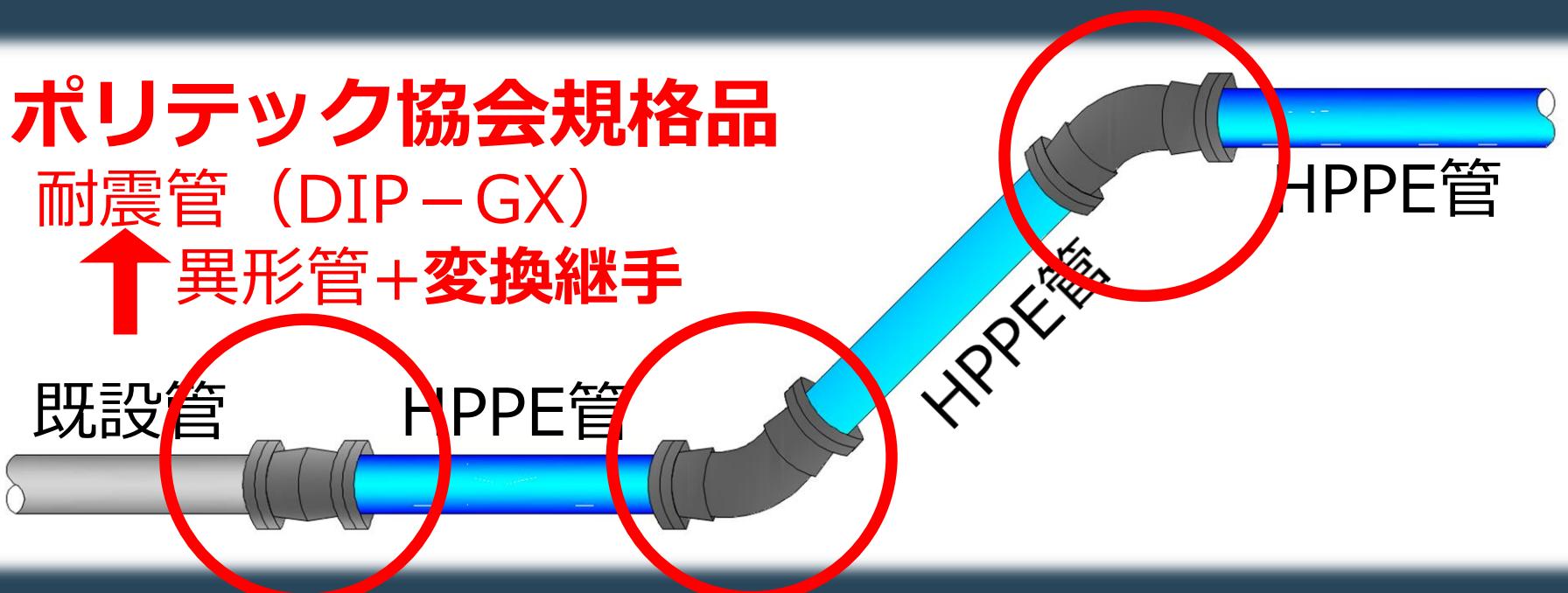
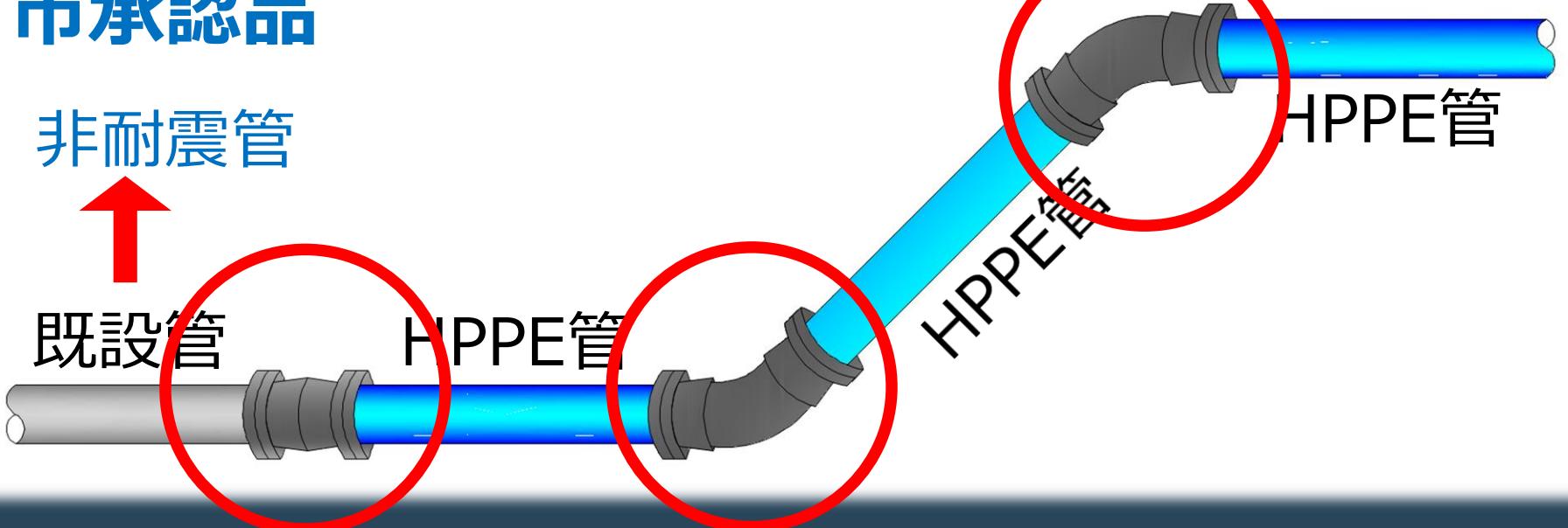
↑ 異形管+変換継手

既設管

HPPE管

HPPE管

HPPE管



工事仕様書（上水編）の主な改定点

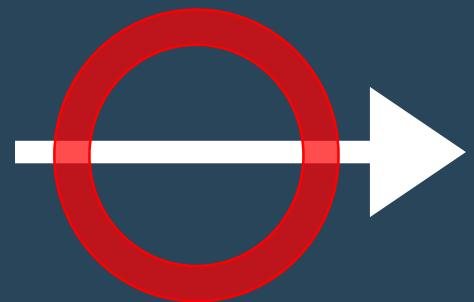
» メカニカル接合材料の施工承認

設計

- ・離脱防止継手
(市承認品)

現場

- ・メカニカル継手
(ポリテック協会規格品)



- ・メカニカル継手
(ポリテック協会規格品) A large red 'X' is placed over a white arrow pointing to the right, indicating that this item has been rejected or removed.
- ・離脱防止継手
(市承認品)

工事仕様書（上水編）の主な改定点

» 大成機工(株)メカニカル接合材料の取扱い

大成機工(株) → ポリテック協会に加盟

『離脱防止継手（市承認品）』

→ 『メカニカル継手（ポリテック協会規格品）』

目印は、箱の**印字**

POLITEC規格品 PTC ~



おしらせ

- ・ **様式集**

R5年度から様式集をWEBで公開しています。

最新の様式で提出してください！

ページID 1057904

- ・ **工事仕様書（上水編）**

R7年度版は、4月1日公開予定です！

今回ご説明した内容のほかにも改定事項あり。
ご確認ください。

ページID 1012311